



フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)

特別教育のご案内

一般社団法人佐野労働基準協会
株式会社人財学園

会員事業場の皆様には日頃より、当協会の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この講習は「フルハーネス型」のものを使用する際には、安全のための正しい使用方法に関する知識を習得するため特別教育（学科・実技）を受講することが義務付けられておりますので、当協会と(株)人財学園の共催により、毎年この時期に安全帯の使用経験のある方も学び直す内容で、省略せずに開催しております。

つきましては、下記のとおり特別教育を計画しましたので、是非この機会に受講されることをお勧めします。

記

1. 日時 令和6年7月24日(水) 受付時間 午前8時50分
講習時間 午前9時～午後4時30分
2. 開催場所 佐野市勤労者会館 会議室(佐野市浅沼町796 ☎0283-21-1830)
3. 受講料 14,000円(テキスト代・税込み)
事業場様に請求書を郵送致しますので、金融機関からの振込みをお願い申し上げます。入金の確認ができ次第受講票を発行いたします。
4. 申込方法 申込書と、本人確認書類(自動車運転免許証の表裏コピー及び下記**証明写真**を添えて、7月5日(金)までにご持参又は郵送して下さい。
※締切日後の受講取消しによる、受講料の返金はできません。
5. 申込先 一般社団法人佐野労働基準協会(佐野市富岡町1296-3 ☎0283-24-6470)
6. 定員 40名(定員になり次第締め切ります。)
7. 証明写真 **1枚(写真裏面に氏名を記入)**
大きさ(縦3cm×横2.4cm)
※無背景/無帽子/胸上/6ヶ月以内に撮影したもの(色付眼鏡不可)

<改正のポイント> 2019年2月1日より施行

①「安全帯」の名称は「墜落制止用器具」に変更

従来の安全帯のうち「胴ベルト型(U字つり)」は、墜落制止用器具から除かれました。

②墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)は、「胴ベルト(一本つり)型」の使用ができます。

③特別教育の義務化

なお、上記に記しましたが作業経験のある方も安全に安全作業の知識と、使用方法の確認を学び取ることを目的としておりますので、6時間コースのみの教育です。

また、主催者として器具を用意してありますが、身体に合ったフルハーネス型墜落制止用器具をお持ちの方は、持参いただきますと、より身体にあった実技体験ができますので、ご持参下さい。 お問合せ等は、当協会(電話0283-24-6470)まで